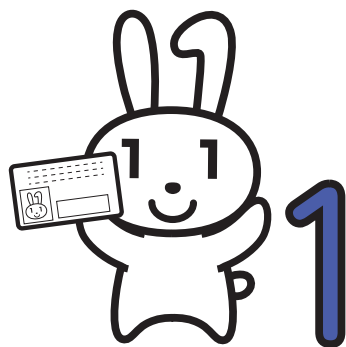


住基カードでの コンビニ交付サービス利用開始

証明書等のコンビニ交付サービスについては、これまでマイナンバーカードをお持ちの方のみ利用可能でしたが、平成30年4月1日より、住民基本台帳カード（以下住基カード）をお持ちの方も利用することができるようになります。

コンビニ交付サービスの利用が可能な住基カードは、平成30年3月時点で自動交付機を利用可能なものに限りです。

有効期間が過ぎたものや、カードの交付時に自動交付機を利用しないと申し出を行ったものについては、コンビニ交付サービスを利用することができませんので、マイナンバーカードへの切り替えをご検討ください。



コンビニ交付サービスを利用できるカード



▶住民基本台帳カード



▶マイナンバーカード

コンビニで取得可能な証明書は左記の通りです。

- 住民票
- 印鑑登録証明書
- 所得証明書
- 納税証明書
- 固定資産（評価・公課）証明書
- 戸籍（全部・個人）事項証明書※
- 戸籍の附票※

※戸籍関係の証明書を住基カードで取得する場合、事前に役場で申請を行う必要があります。申請は本籍地が南越前町の方に限ります。

自動交付機は3月31日をもってサービスを終了します。

役場本庁および各総合事務所に設置してある自動交付機は、平成30年3月31日をもってサービスを終了します。これにより、たんなんカードで証明書等を自動交付することができなくなりますので、マイナンバーカードへの切り替えをご検討ください。

⚠️ご注意ください！

たんなんカードで印鑑登録を行い、マイナンバーカードへの切り替えを行っていない方は、役場窓口で印鑑登録証明書を取得する際に印鑑登録証として、たんなんカードを提示していただく必要がありますので、カードを処分しないでください。



■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47-18015